

（目的）

第 1 条 この規程は、京都市地域公共交通計画協議会規約第 6 条第 3 項の規定に基づき、京都市地域公共交通計画協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 事務局は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事項
- (2) 協議会の資料作成に関する事項
- (3) 協議会の会計及び庶務に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

（職員）

第 3 条 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

2 事務局長は、京都市都市計画局歩くまち京都推進室の担当部長又はこれに準じる職にある者をもって充てる。

3 事務局員は、同室の職員をもって充てる。

（専決）

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、会長の決定を受けて処理しなければならない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 協議会の規程の改定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い及び処理）

第 5 条 事務局における文書の取扱い及び処理については、京都市文書取扱規程の例による。

（会計事務の処理）

第 6 条 出納その他会計事務については、別に定める財務規程によるものとする。

（公印）

第 7 条 協議会の公印は別表のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局長が保管する。

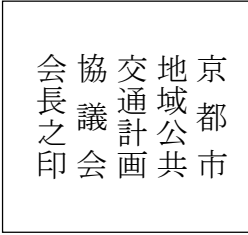
（その他）

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 2 7 日から施行する。

別表（第 7 条関係）

名称	ひな型	書体	形状	寸法	個数
京都市地域公共交通計画協議会 会長之印		てん書	正方形	27 mm × 27 mm	1